

第2期 子ども・子育て支援事業計画

すくすくサポートプランむつ

概要版

令和2年度～令和6年度



「子ども・子育て支援事業計画」は、こんな計画です

● 保育所や幼稚園等の量の見込みとその確保の方策を示しています。

ご協力いただいた「利用意向把握調査(ニーズ調査)」の結果をもとに、幼児期の教育・保育施設等の量の見込みと確保の方策を示しています。

お子さんの年齢や保護者の就労意向ごとに量の見込みを設定することで、よりきめ細かなニーズに対応するとともに、産休・育休明けに円滑に利用するための取り組みを進めます。

● 地域における子ども・子育て支援の取り組みを示しています。

妊娠・出産期から、子どもの発達状況等に応じたきめ細かな支援を図るため、法律で定められた「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保の方策を示すとともに、「次世代育成支援地域行動計画」の取り組みを継承し、地域全体で子どもと子育て家庭を支えるための取り組みを進めます。

令和2年3月

青森県 むつ市

I 計画の概要

(1) 計画の位置付け

- 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けられます。
- 令和元年度までを計画期間とした「すくすくサポートプランむつ(第1期子ども・子育て支援事業計画)」の取り組みを継承するとともに、最上位計画であるむつ市総合経営計画をはじめ、関連する分野別計画との整合性を持った計画として定めています。

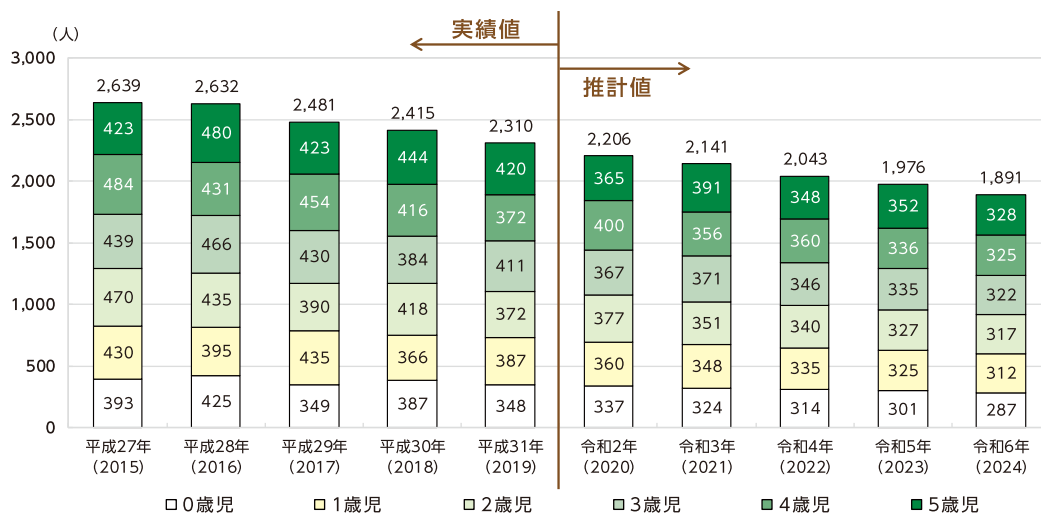
(2) 計画期間

- 令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

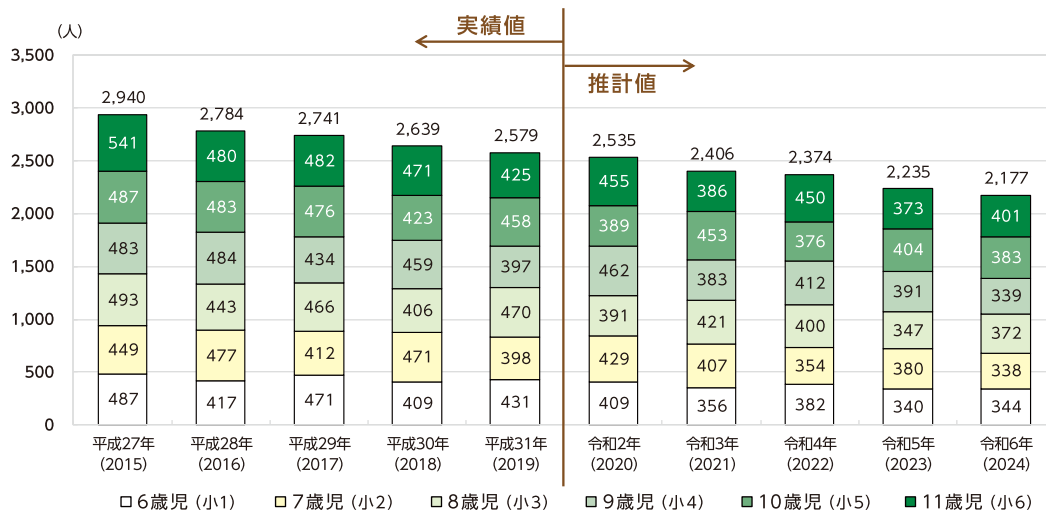
II 児童数の今後の見通し

住民基本台帳をもとに、近年の人口動向が今後も続くことを前提に算出した児童数の推計では、児童数の減少が予測されています。

図表 児童数の推移(0~5歳)



図表 児童数の推移(6~11歳)



資料：むつ市(実績値は住民基本台帳 各年4月1日現在)

Ⅲ 基本理念

第1期の計画では子どもの幸せを第一に考えると同時に、子どもを育てる親や家庭が、安心して子どもを生み、育てることのできる環境づくりを推進してきました。

本計画においても本市の豊かな自然や伝統を未来へつなぎ、地域全体で子どもとその家族を支えながら次代を担う子ども達がいきいきと成長できるよう「いきいき、すくすく みんなで育む むつの未来」の基本理念を継承し、子どもの健全育成に向けた取り組みの推進と、利用者の視点に立ったサービス・支援の提供を行います。

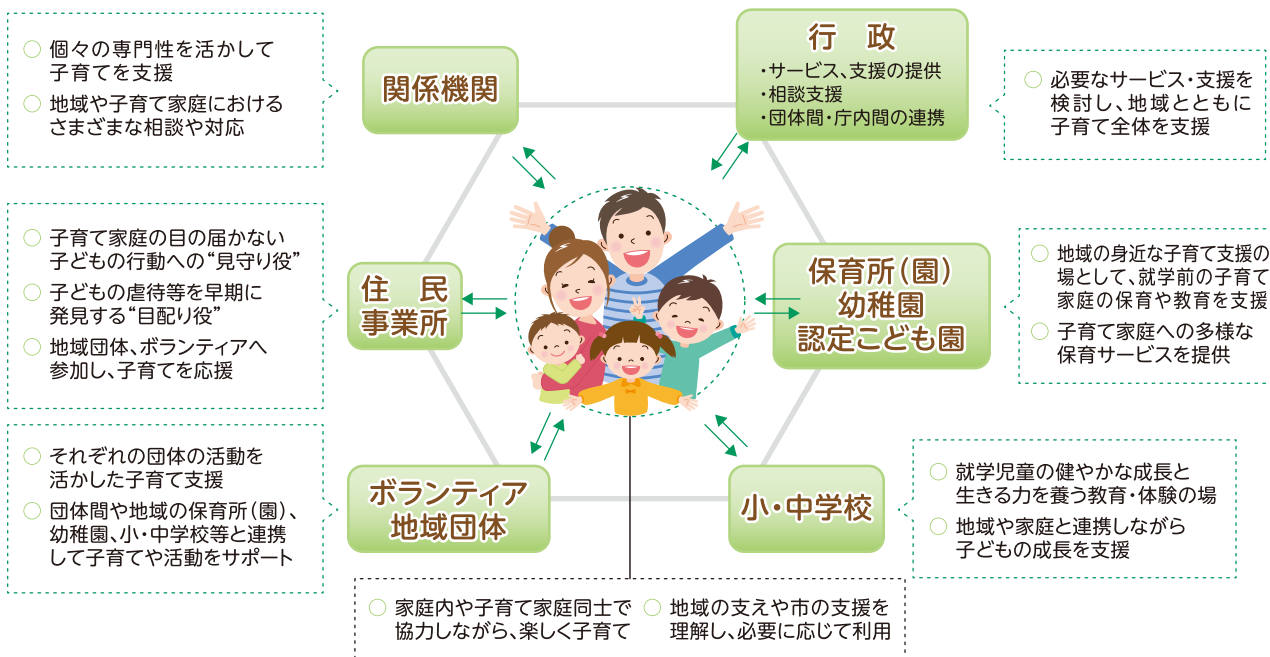


《 基本理念 》

いきいき、すくすく みんなで育む むつの未来



《 家庭・地域・事業者・行政の役割(イメージ) 》



取り組み目標

▶ 【子ども】の目標：健やかに育つ

子どもが健やかに成長するため、家庭、地域、教育、保育施設が相互に連携し、社会全体で育む環境づくりを推進するとともに、子どもの人権と利益が最大限に尊重されるよう配慮した取り組みを進めます。

▶ 【子育て家庭】の目標：協力しながら安心して子育てができる

すべての親が、安心して出産や子育てができるよう、さまざまなサービスを受け、子育てや家庭教育について知識や情報を得られる機会づくりに取り組みます。また、働きたい家庭の保護者が、協力し合いながら仕事と子育ての両立を選択できるよう、多様な教育・保育サービスの充実を図るほか、就労環境については、仕事と生活の調和について、事務所等への働きかけにも取り組みます。

▶ 【地域・事務所】の目標：子育てや子どもに関わる、見守る

子育てによる苦勞や困難を分かち合いながら、地域全体で子育てに「あたたかく」かつ積極的に関わることにより、子どもや子育てのさまざまな不安や負担感の軽減を図るとともに、お互いが助け合いながら子育てのできる地域づくりを進めます。

Ⅳ 子育て支援施策の展開

基本理念である「いきいき、すくすく みんなで育む むつの未来」の実現にむけて、子育て家庭を支えるためのさまざまな取り組みを進めます。

施策1 子どもの健やかな成長を支える

1-1 家庭の子育て機能の強化

子育ての基本が家庭であることを認識し、家庭での教育のあり方や地域との結びつきを身につける機会づくりを促進します。

- 子育てやしつけ等に関する知識、技術を習得する機会の充実
- 子育て親子同士の交流・情報交換機会の充実
- 家族が協力し合い、支え合いながら子育てしていくことへの意識啓発

1-2 地域の子育て機能の強化

子育てを家庭や地域社会全体で支えるために、子育て支援に関わっている団体と連携して子育て家庭を見守り・支え合う子育て支援体制の構築を目指します。

- 地域におけるさまざまな体験・交流機会の充実
- 子ども・子育て支援団体等の組織化、活動の活性化
- 地域の人材を活用した学習機会の充実
- 地域全体で子どもを育てていく地域力の強化

1-3 教育・保育の充実

子ども子育て支援事業の計画的な推進とともに、子どもの成長に即した保育・教育の充実、確保に努めます。

- ニーズに応じた保育・教育施設の整備・確保
- 保護者の緊急時、子どもの病気等への対応
- 教育・保育サービスの充実
- 幼稚園・保育所(園)・小学校・関係機関との連携強化
- 就労形態の多様化に対応した保育及び放課後の居場所の確保

1-4 発達支援・療育体制の充実

障がいの早期発見に努めるとともに、障がいのある子どもや配慮の必要な児童が、子ども達の将来にむけて、自らの生き方、暮らし方を選択できるよう、療育・発達支援を推進します。

- 障がい等に対する理解
- 要保護児童への対応
- 障がい等の早期発見・早期対応
- 障がい児保育、特別支援教育の充実
- 発達支援センター、児童相談所をはじめ関係機関との連携強化 等

1-5 思春期保健対策の推進

家庭や学校保健と連携し、思春期における心と体の健康づくりや乳幼児とのふれあいの機会を通して周囲の人を大切に作る気持ちや生きる力を育む豊かな心を目指します。

- 思春期教育の推進
- 乳幼児とのふれあい体験機会の充実
- たばこ・アルコール・薬物に関する教育の推進
- 非行の防止・保護

施策2 子どもの人権の尊重と安全・安心を守る

2-1 児童虐待防止対策の強化

保健・福祉・教育等の関係機関が相互に連携し、また、地域の人々と関係機関が連絡し合う見守り活動を通じて、児童虐待の早期発見、家族への支援ができる体制の充実を図ります。

- 育児不安の解消及び養育支援の充実
- 虐待の早期発見・早期対応に向けた取り組みの推進
- 児童虐待防止法の周知及び虐待に対する意識啓発

2-2 心のケア・相談体制の充実

犯罪やいじめ、児童虐待等による児童の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、学校や関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。

また、学校においては、スクールカウンセラーの配置を促進するなど、児童生徒の悩みや課題への対応の充実を図ります。

- スクールカウンセラーの配置
- いじめ防止・不登校対策の推進
- 各種相談窓口の周知

2-3 防犯対策の推進

市民の自主防犯行動を促進し、子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換や犯罪の発生状況等の情報を提供する等防犯対策を推進します。

また、被害を受けた子どもには家庭や関係機関等と連携して、相談員による継続的な支援を行います。

- 防犯に関する知識・技術の習得支援及び意識啓発
- 犯罪被害に対する相談支援体制の充実
- 地域における見守り活動の促進

2-4 事故防止対策の推進

子ども達が交通事故に遭わないよう、通学路や事故多発地区等の交通安全施設を整備するとともに、警察、保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校及び関係機関が連携・協力体制を強化し、子ども及び子育て家庭を対象とした交通安全教育に努めます。

- 交通事故防止対策の推進
- 不慮の事故防止対策の推進等

施策3 安心して子どもを産み育てられる環境をつくる

3-1 母子保健の充実

子どもを安心して出産・育児ができるよう、きめ細かな母子保健活動の充実に努め、母子の健康維持に努めます。

- 出産・育児に対する不安の軽減に向けた相談・情報提供
- 各種健診・訪問指導の充実
- 母子の健康づくりに関する知識・技術の習得支援

3-2 食育の推進

子ども達が生涯にわたり健全な食生活を実践し、豊かな人間性を育むことができるよう、食育推進計画にそって乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を行います。

- 食生活習慣・食育に関する知識・技術の習得支援

3-3 小児医療体制の強化

子どもの病気への初期対応として、休日夜間にも医療機関を受診できるよう、在宅当番医制度の整備、周知を図ります。

- 夜間・休日等における小児救急医療体制の強化

3-4 相談支援体制の強化

家庭内における配偶者への暴力(DV)や生活にさまざまな問題を抱えた女性の相談への迅速な対応を図ります。

また、地域子育て支援拠点事業と併せて、令和2年度開設予定の子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点事業により、すべての子どもとその家庭を対象に妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を図ります。

- 子育て支援センターの充実
- 関係機関の連携強化による一貫した相談支援の推進

3-5 経済的支援の充実

子育て支援を推進するため、保育料等の補助や医療費助成、ひとり親家庭への児童扶養手当の支給等、子育て家庭における家計への負担の軽減を図ります。

- 各種手当・制度の実施と周知徹底
- 医療・教育等子育てにかかる費用負担の軽減

3-6 安心して子育てできる生活環境の整備

子どもや親が安全・安心に暮らすために、道路交通環境の整備、公園をはじめとした公共物のバリアフリー化等、安心して子育てできる生活環境の整備を推進します。

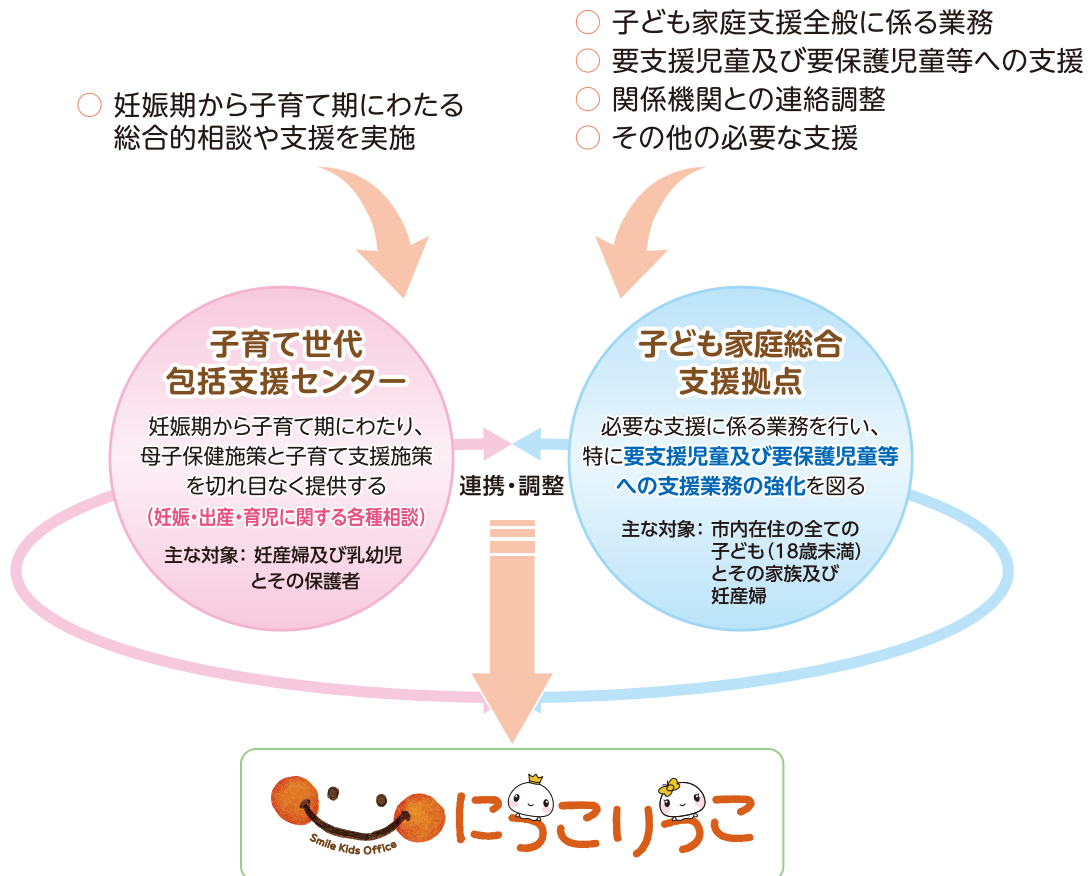
- 安全・安心情報の提供
- 安心して思い切り遊ぶことのできる公園等の整備・充実
- 良質な居住環境の整備・充実
- 子ども連れでも安心して外出できる環境づくりの促進

3-7 ひとり親家庭支援の充実

母子家庭、父子家庭等ひとり親家庭の生活安定のため、社会的・経済的なきめ細かな自立支援を実施します。

- ひとり親家庭に対する相談支援の充実

図表 子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点の概要イメージ



施策4 仕事と生活の調和の実現を促す

4-1 仕事と子育ての両立を支援する就労環境の推進

事業所における育児・介護休業制度の普及や短時間勤務体制等の導入、事業所内託児施設の設置等、子育て家庭が働きやすい就労環境の整備を推進します。

また、市内事業所及び労働基準監督署などの関係機関と連携して啓発に努めます。

- 育児休業・短時間勤務等各種制度の周知と活用の促進
- 働き方の見直しに向けた意識啓発
- 職場復帰・再就職に向けた相談・情報提供の実施

4-2 多様な教育・保育サービスの提供

就労形態や子育て家庭における生活環境の多様化に伴う保育需要に対応し、延長保育や休日保育等を安心して利用できるよう、多様な教育・保育サービスの提供と安定した事業量の確保に努めます。

- 就労形態の多様化に対応した教育・保育サービスの確保

V 量の見込みと提供体制

(1) 事業の概要と教育・保育提供区域について

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域(教育・保育提供区域)を設定します。
- 本市においては、基本となる提供区域は、原則として「市全域」とします。

(2) 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

- 計画期間の認定区分ごとの教育・保育の量の見込みと提供体制は次のとおりです。

① 1号認定・2号認定(3歳以上、幼稚園・認定こども園)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
必要利用定員総数	470人	472人	475人	470人	472人
確保の内容	511人	510人	502人	502人	503人
特定教育・保育施設	511人	510人	502人	502人	503人
確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人

② 2号認定(保育所(園)・認定こども園)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
必要利用定員総数	752人	760人	760人	752人	762人
確保の内容	833人	840人	835人	840人	838人
特定教育・保育施設	767人	722人	770人	770人	768人
幼稚園+預かり保育	66人	68人	65人	70人	70人
企業主導型保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人

③ 3号認定(0歳児)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
必要利用定員総数	152人	148人	150人	152人	155人
確保の内容	155人	160人	158人	160人	163人
特定教育・保育施設	147人	152人	150人	152人	155人
地域型保育事業	8人	8人	8人	8人	8人
企業主導型保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人

④ 3号認定(1、2歳児、保育所・認定こども園)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
必要利用定員総数	465人	470人	470人	472人	475人
確保の内容	485人	484人	484人	484人	484人
特定教育・保育施設	466人	465人	465人	465人	465人
地域型保育事業	11人	11人	11人	11人	11人
企業主導型保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
幼稚園接続保育	6人	6人	6人	6人	6人

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

- 各種地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制は次のとおりです。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用者支援事業					
実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
時間外保育(延長保育)事業					
量の見込み	560人	558人	560人	562人	557人
確保の方策	560人	558人	560人	562人	557人
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)					
量の見込み	841人	807人	811人	786人	783人
確保の方策	820人	820人	820人	820人	820人
子育て短期支援事業(ショートステイ)(年間のべ利用数)					
量の見込み	0人日	10人日	10人日	10人日	10人日
確保の方策	0人日	10人日	10人日	10人日	10人日
乳児家庭全戸訪問事業					
量の見込み	350人	340人	330人	320人	310人
確保の方策	※実施体制	※実施体制	※実施体制	※実施体制	※実施体制
養育支援訪問事業					
量の見込み	8人	15人	15人	15人	15人
確保の方策	※実施体制	※実施体制	※実施体制	※実施体制	※実施体制
地域子育て支援拠点事業(年間のべ利用数)					
量の見込み	5,400人日	5,390人日	5,420人日	5,410人日	5,417人日
確保の方策	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

※妊婦健診事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業といった母子保健活動については、対象となる子育て家庭すべてに提供できるよう、実施体制により確保します。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
一時預かり事業-① 在園児対象型(年間のべ利用数)					
量の見込み	21,560人日	21,775人日	21,992人日	21,992人日	21,992人日
確保の方策(一時預かり事業)	22,381人日	22,381人日	22,381人日	22,381人日	22,381人日
一時預かり事業-② 在園児対象型以外(年間のべ利用数)					
量の見込み	240人日	240人日	240人日	240人日	240人日
確保の方策(一時預かり事業)	470人日	470人日	470人日	470人日	470人日
病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)(年間のべ利用数)					
量の見込み	132人日	132人日	132人日	132人日	132人日
確保の方策(病児保育事業)	900人日	900人日	900人日	900人日	900人日
確保の方策(子育て援助活動支援事業)	48人日	48人日	48人日	48人日	48人日
子育て援助活動支援事業(年間のべ利用数)					
量の見込み	874人日	874人日	874人日	874人日	874人日
確保の方策	1,188人日	1,188人日	1,188人日	1,188人日	1,188人日
妊婦健診事業(年間のべ利用数)					
量の見込み	457	425	394	362	330
確保の方策	※実施体制	※実施体制	※実施体制	※実施体制	※実施体制

※妊婦健診事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業といった母子保健活動については、対象となる子育て家庭すべてに提供できるよう、実施体制により確保します。

すくすくサポートプランむつ

(第2期 子ども・子育て支援事業計画)

発行日: 令和2年3月 発行者: むつ市子どもみらい部 子ども家庭課 〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号
 電話: 0175-22-1111 FAX: 0175-22-5044 ホームページ: <http://www.city.mutsu.lg.jp/>